

秋田県公報

目 次 ページ

規 則

- 秋田県財務規則の一部を改正する規則（六四・財政課）……1
- 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
- 別表第十五号（中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号（中「第十三条第四項」を「第十五条第四項、第十六条第二項及び第十七条第三項」に改め、「許可」の下に「等」を加え、同号（中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号（中「同号（一）とし、同号（八）中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号（八）を同号（一）とし、同号（七）中「第二十九条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号（七）を同号（九）とし、同号（六）中「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号（六）を同号（八）とし、同号（五）中「第二十七条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号（五）を同号（七）とし、同号（四）中「第十四条第一項」を「第十八条第五项」に改め、同号（四）を同号（六）とし、同号（三）中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「内容」の下に「及び内容の変更」を加え、同号（三）を同号（五）より、）を「土地の掘削等の許可番号を記載した別に定める様式による届出書に押印し、かつ、」に改め、同条に次の二項を加える。
- 温泉法施行細則の一部を改正する規則（六六・自然保護課）……1

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

規 則

- 秋田県規則第六十四号
- 秋田県財務規則の一部を改正する規則
- 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

秋田県規則第六十四号
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
秋田県規則第六十四号の次に次の一号を加える。
別表第二の二第八十三号の次に次の一号を加える。
八十の二 土地掘削許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料
別表第二の二第八十四号の次に次の一号を加える。
八十五の二 ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料
別表第二の二第八十五号の二を同表第八十五号の三とし、同表第八十五号の次に次の一号を加える。
八十五の二 温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料
この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

秋田県規則第六十六号
温泉法施行細則の一部を改正する規則

秋田県規則第六十六号
温泉法施行細則（昭和二十九年秋田県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。
第二条及び第三条を次のように改める。

- 第一條 法第五条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、土地の掘削、ゆう出路の増
- 合を申請する場合を含む。）の規定による申請は、土地の掘削、ゆう出路の増

附 則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十五号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号（中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号（中「第十三条第四項」を「第十五条第四項、第十六条第二項及び第十七条第三項」に改め、「許可」の下に「等」を加え、同号（中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号（中「同号（一）とし、同号（八）中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号（八）を同号（一）とし、同号（七）中「第二十九条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号（七）を同号（九）とし、同号（六）中「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号（六）を同号（八）とし、同号（五）中「第二十七条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号（五）を同号（七）とし、同号（四）中「第十四条第一項」を「第十八条第五项」に改め、同号（四）を同号（六）とし、同号（三）中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「内容」の下に「及び内容の変更」を加え、同号（三）を同号（五）より、）を「土地の掘削等の許可番号を記載した別に定める様式による届出書に押印し、かつ、」に改め、同条に次の二項を加える。

ページ

（土地の掘削等の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請）
号を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。

第三条 法第六条第一項又は第七条第一項（これらの規定を法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、土地の掘削等の許可番号を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。

第四条 中「省令第三条」を「法第八条第一項」に、「様式第三号により、「」を「土地の掘削等の許可番号を記載した別に定める

様式による届出書に押印し、かつ、」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の届出が工事の完了によるものではある場合は、前項の届出書に、次に掲げる事項を記載し、温泉分析書を添付しなければならない。

（温泉の利用の許可に条件を付し、及びこれを変更すること。）

（温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。）

（温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。）

（温泉の利用の許可に条件を付し、及びこれを変更すること。）

（温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。）

（温泉の利用の許可に条件を付し、及びこれを変更すること。）

第七条中「様式第六号により、温泉を採取する権利が移転したこと」を証する書類を添えて」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、「に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 変更前の温泉採取権者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 三 変更後の温泉採取権者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 四 温泉の名称及び所在地
- 五 挖削許可年月日
- 六 挖削許可番号
- 七 変更の理由
- 八 変更後の利用目的
- 九 第七条に次の一項を加える。

〔次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、「に改め、同条各号を次のように改める。〕

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 温泉の名称及び所在地
- 三 挖削許可年月日
- 四 挖削許可番号
- 五 挖削又は増掘の許可年月日
- 六 温泉の現状
- 七 しゅんせつの理由
- 八 工事施工方法
- 九 工事着工予定日
- 十 工事完了予定日
- 十一 工事請負人の氏名及び住所
- 十二 前項の届出書には、孔内仕上げ断面図及び配管図を添付しなければならない。
- 十三 第十条 法第十五条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。
- 十四 温泉の利用量
- 十五 利用施設内の温度
- 十六 変更後の管理者の設置期間
- 十七 第九条に次の一項を加える。

〔前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。〕

- 一 土地の登記事項証明書
- 二 工事の施行箇所を明記した温泉の源泉孔断面図
- 三 廃孔後の写真
- 四 挖削許可番号
- 五 採取を廃止した年月日
- 六 廃止の理由
- 七 工事施工方法
- 八 第八条に次の一項を加える。

〔前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。〕

- 一 地の登記事項証明書
- 二 工事の施行箇所を明記した温泉の源泉孔断面図
- 三 廃孔後の写真
- 四 第九条第一項中「様式第八号によるものとする」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。
- 五 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 六 温泉の名称及び所在地

三 沿用又は飲用の別

四 変化前の温泉のゆう出量、温度及び成分

五 変化後の温泉のゆう出量、温度及び成分

六 変化が生じた原因、時期等

第七条第二項中「様式第九号により」を削り、「しゅんせつ工事」を「しゅんせつ工事」に、「孔内仕上げ断面図及び配管図を添えて」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、「に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 管理者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 三 温泉利用施設の名称及び所在地
- 四 温泉利用許可年月日
- 五 温泉利用許可番号
- 六 管理者の設置期間

第七十二条 条例第六条第一号の規定による届出は、当該管理者を置いた日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 管理者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 三 温泉利用施設の名称及び所在地
- 四 温泉利用許可年月日
- 五 温泉利用許可番号
- 六 管理者の設置期間

三 沿用又は飲用の別

四 変化前の温泉のゆう出量、温度及び成分

五 変化後の温泉のゆう出量、温度及び成分

六 変化が生じた原因、時期等

第七条第二項中「様式第九号により」を削り、「しゅんせつ工事」を「しゅんせつ工事」に、「孔内仕上げ断面図及び配管図を添えて」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、「に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 管理者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 三 温泉利用施設の名称及び所在地
- 四 温泉利用許可年月日
- 五 温泉利用許可番号
- 六 管理者の設置期間

条例第六条第二号の規定による届出は、当該管理者を変更した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 変更後の管理者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 三 温泉利用施設の名称及び所在地
- 四 温泉利用許可年月日
- 五 温泉利用許可番号
- 六 変更後の管理者の設置期間

条例第六条第三号の規定による届出は、氏名等を変更した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 変更事項
- 三 温泉利用施設の名称及び所在地
- 四 温泉利用許可年月日
- 五 温泉利用許可番号
- 六 変更の理由及び内容

前項の届出書には、住民票の写し又は法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 温泉利用施設の平面図及び構造仕様書並びにゆう出場所から温泉利用施設までの配管図
- 三 温泉分析書
- 四 前項の届出書には、住民票の写し又は法人の登記事項証明書を添付しなければならない。
- 五 条例第六条第四号の規定による届出は、当該施設の利用を休止した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。
- 六 変更の理由及び内容

(温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請)

第十一条 法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による申請は、温泉の利用の許可番号を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。

〔利用施設の管理者等の届出〕

条例第六条第一号の規定による届出は、当該管理者を置いた日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 温泉の名称及び所在地

五 温泉利用許可年月日	六 温泉利用許可番号
七 休止の理由	
八 休止年月日	
九 届出書に押印し、しなければならない。	6 条例第六条第五号の規定による届出は、当該施設を廃止した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。
一 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	二 法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請による申請書に押印し、しなければならない。
二 温泉利用施設の名称及び所在地	三 法第十九条第二項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請
三 浴用又は飲用の別	四 温泉の名称及び所在地
四 温泉利用許可年月日	五 温泉利用許可番号
六 温泉利用許可年月日	六 温泉利用許可番号
七 廃止の理由	七 廃止年月日
八 廃止年月日	

(温泉の成分等の掲示等)

第十三条 法第十八条第一項の規定による掲示は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によりしなければならない。

- 1 浴用又は飲用の適応症
- 2 浴用又は飲用の禁忌症又は適用症の決定年月日及び決定者
- 3 法第十八条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。

一 浴用又は飲用の別

二 再分析結果通知の受理日(掲示内容の変更の場合に限る。)

3 前項の届出書には、温泉分析書の写し及び掲示場所を明示した図面を添付しなければならない。

第十四条 中「省令第十一條」を「法第二十条」に、「様式第十号により」を「別に定める様式による届出書に押印し、かつ」に改める。

第十五条 中「省令第十三條」を「法第二十一條」に、「様式第二十号により」を「別に定める様式による届出書に押印し、かつ」に改める。

第十六条 中「第九條まで」の下に「及び第十六条第一号」を加え、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条から第十五条まで」を「第十四条 第十五条及び第十六条第二号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(書類の様式)

第十六条 法の規定に基づく次に掲げる申請は、別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。

一 法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請による申請書に押印し、しなければならない。

二 法第十九条第二項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請

様式第一号から様式第二十号までを削る。

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。
附 則

発行者
秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0187-66-8633 FAX 0187-66-8633
E-mail matsuura@matsubaransais.co.jp

繁雄号